

「日本語学会大会発表賞」規程

2014年5月17日 制定

2016年5月14日 改定

2019年5月29日 改定

(目的・名称)

第1条 日本語学会の若手会員の研究発表を奨励し、学会全体の学術水準の向上を図るために、「日本語学会大会発表賞」(以下「発表賞」という)を設ける。

(授賞対象)

第2条 発表賞は、学会が授賞対象として指定する発表形態においてなされる各大会の発表のうち、発表者(共同発表の場合は発表者全員)が、学部生・大学院生(年齢制限なし)または40歳以下の会員であるもので、発表として特に説得力に優れ、発展が期待できる内容のものに対して授与する。

2 発表賞は、大会ごとに最大3件の発表に対して授与する。賞にふさわしい発表がない場合は、該当発表なしとする。

3 同一発表者(共同発表の場合は発表者全員が同一)への授賞は1回のみとする。

(発表賞選考委員会)

第3条 発表賞の選考のために「発表賞選考委員会」(以下「選考委員会」という)を設ける。

2 選考委員会の構成は、理事1名、大会企画運営委員長、評議員2名の計4名とし、理事を委員長、大会企画運営委員長を副委員長とする。当該大会において発表賞の選考対象となる者は選考委員になれない。

3 委員長は会長が委嘱する。委員長・副委員長以外の委員は、会長が委員長と協議のうえ、理事会の承認を経て委嘱する。

(発表賞審査員)

第4条 審査のために必要な数の常任審査員を、会員に委嘱する。常任審査員が不足するもしくは適当な会員がある大会においては、臨時審査員を委嘱することができる。当該大会において発表賞の選考対象となる者は当該大会の審査員になれない。

2 審査員は、委員長が選考委員会の承認を経て委嘱し、会長に報告する。

(任期)

第5条 選考委員の任期は3年とする。

2 常任審査員の任期は3年とし、臨時審査員は当該大会の審査期間中とする。

(選考過程)

第6条 発表1件につき複数の審査員が審査を行う。

2 審査員は選考委員会から指示された発表について審査を行い、所定の書式にて結果を選考委員会に報告する。

3 選考委員会は、審査員からの報告に基づき授賞候補を選考し、書面で理事会に推薦する。

(賞の決定)

第7条 理事会は選考委員会からの推薦に基づき授賞発表を決定し、評議員会に報告する。

(授賞)

第8条 授賞発表の発表者は、大会において表彰する。

(付則)

1. この規程は2014年5月17日から施行する。

2. この規程に基づく選考と授賞は2014年度秋季大会から実施する。

3. この規程に基づく選考と授賞は2016年度秋季大会から実施する。ただし第6条に関しては、2016年度春季大会で選考された授賞対象者から実施する。

4. この規程に基づく選考と授賞は2019年度秋季大会から実施する。ただし第5条に関しては、2019年度に選出する選考委員・常任審査員の任期を2021年5月までとする。